

海幕総第374号
令和7年3月24日

(基地モニター実施担当官)
各 地 方 総 監
大 湊 地 区 総 監
第 1 術 科 学 校 長 殿
各 航 空 群 司 令
下総、徳島教育航空群司令
阪神、下関、函館基地隊司令

海 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

基地モニター実施要領の一部変更について (通達)

標記について、関連文書別紙第2項表中「大湊地方総監」を「大湊地区総監」に改める。

なお、この通達の施行以前に発行した基地モニター証明書は、返却等がない限り有効な証明書として取り扱うものとする。

関連文書：海幕総第1594号（令和6年11月19日）
写送付先：部内全般

(基地モニター実施担当官)

各 地 方 総 監
第 1 術 科 学 校 長
各 航 空 群 司 令 殿
下総、徳島教育航空群司令
阪神、下関、函館基地隊司令

海 上 幕 僚 長

(公 印 省 略)

基地モニター実施要領について (通達)

標記について、別紙のとおり定め、令和6年12月1日から実施する。

なお、基地モニター実施要領について (通達) (海幕総第1570号。53. 4. 13) は、同日をもって廃止する。

添付書類：別 紙

写送付先：部内全般

文書管理者：海幕総務課長 一元的な管理に責任を有する者： 取得年月日：

作成年月日：2024. 11. 8 保存期間：10 年 保存期間の満了する日：2035. 3. 31

本紙を含め：9 枚 ~~一冊~~ 配布先： 箇所

基地モニター実施要領

1 目 的

海上自衛隊に対する基地周辺住民の意見、要望等を聴取し、各地域に密着した広報を推進するとともに部隊等における諸施策の改善、向上に資する。

2 実施基地及び基地モニター実施担当官（以下「担当官」という。）は、次の表のとおりとする。

実 施 基 地	担 当 官
横 須 賀	横須賀地方総監
呉	呉地方総監
佐 世 保	佐世保地方総監
舞 鶴	舞鶴地方総監
大 湊	大湊地方総監
江 田 島	第 1 術科学学校長
鹿 屋	第 1 航空群司令
八 戸	第 2 航空群司令
厚 木	第 4 航空群司令
館 山	第 2 1 航空群司令
大 村	第 2 2 航空群司令
岩 国	第 3 1 航空群司令
下 総	下総教育航空群司令
徳 島	徳島教育航空群司令
阪 神	阪神基地隊司令
下 関	下関基地隊司令
函 館	函館基地隊司令
那 覇	第 5 航空群司令

3 基地モニターの選考要領等

- (1) 各担当官は、付表第 1 に示す各種職業の中から、それぞれの実施基地周辺の市町村に在住し、防衛問題及び海上自衛隊についての関心が強く、モニターとしての熱意が伺われ、しかも公正な意見を期待できる者を、付表第 2 の選考基

準により選考し、委嘱（付紙様式第1）する。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

ア 日本国民でない者

イ 次に掲げる職にある者

（ア）国会議員及び地方公共団体の議会の議員

（イ）常勤の国家公務員及び地方公務員

（ウ）非常勤の国家公務員のうち、行政相談員

ウ 防衛省職員の配偶者又は三親等以内の親族

エ 防衛省（防衛庁を含む。）の勤務経験を有する者

（2）各担当官は、委嘱した基地モニターの名簿（付紙様式第2）を5月末日までに提出する。

4 委嘱期間

2年とする。

5 基地モニターに対する依頼事項

次の方法により、意見又は要望について聴取する。

（1）文書による聴取

各担当官は特定テーマ（アンケート様式）を基地モニターに、定期的（年2回を基準とする。）に送付し、当該テーマに関する意見又は要望を求める。この場合、当該テーマにより求めた意見又は要望以外の意見等をも併せて聴取する。

（2）会議による聴取

各担当官は、年1回基地モニター会議を開催し、意見又は要望を聴取する。

6 聴取した意見又は要望の運用

基地モニターから聴取した意見又は要望のうち、海上自衛隊全般の諸施策に反映させることが適当と認められる事項については、その都度報告するものとし、また、各基地の諸施策に反映させることが適当と認められる事項については、各担当官の所定により審議の上、運用する。

7 報 告

各担当官は、総合の成果を年度末までに報告するものとする。

8 その他

（1）各担当官は、付紙様式第3による基地モニター証明書を発行し、基地モニタ

一に交付する。

- (2) 各担当官は、各種広報資料及び基地モニターから提出された意見又は要望の諸施策への反映状況に関する資料等を基地モニターに送付する。
- (3) 基地モニターには、部隊等の見学について、積極的に便宜を供与する。
- (4) 基地モニターに、委嘱を継続することがふさわしくない等の事実が判明した場合には、当該委嘱を解除するものとし、速やかに基地モニター証明書を返却させるものとする。

職業区分

番 号	職業分類
1	管理的職業
2	研究・技術の職業
3	法務・経営・文化芸術等の専門的職業
4	医療・看護・保険の職業
5	保育・教育の職業
6	事務的職業
7	販売・営業の職業
8	福祉・介護の職業
9	サービスの職業
1 0	警備・保安の職業
1 1	農林漁業の職業
1 2	製造・修理・塗装・製図等の職業
1 3	配送・輸送・機械運転の職業
1 4	建設・土木・電気工事の職業
1 5	運搬・清掃・包装・選別等の職業
1 6	学生等
1 7	無職（主婦又は主夫を含む。）

選考基準

男女別員数	年 齢 別 員 数	記 事
男性：5人 女性：5人	18～39歳：男女各3人 40歳以上：男女各2人	人員の構成は、各種職業にわたるよう留意し、同一の職業に集中することを避けるものとする。

委 嘱 状

殿

あなたを基地モニターに委嘱致します。

年 月 日

基地モニター実施担当官

官職 氏名

印

年度基地モニター名簿

番 号	府県別	職業区分	職業役職	ふり 氏	がな 名	

	生年月日	年 令	住 所	郵便番号

(備考：用紙は、A4判横書きとする。)

基地モニター証明書

(表面)

上半身 写 真 3 cm 2.5cm	基地モニター証明書 第 号 氏名 男・女 歳 住所
	有効○・○・○・まで
上記の方に基地モニターを委嘱したことを証明します。 年 月 日 ○○○ (担当官 官職 氏名)	

6 cm

8.5cm

注：表面写真と台紙には、割印を付す。(台紙は白色)

(裏面)

注 意 この証明書を亡失した場合は、直ちに最寄りの部隊に連絡して下さい。
